

# 埼玉県職

2018. 3. 28

第1144号

発行

埼玉県職員組合

福原 孝明

TEL 048-822-1789

Fax 048-824-2578

saitanakensyoku@nifty.com

http://saitanakensyoku.com



自治労連

みんなで仲間を増やして  
安心して仕事ができる  
労働条件を獲得しよう！

## 当局は、年度明けを待たずにサービス残業の撲滅を！

### アベ首相の「働き方改革」で、労働者は「使い捨て」に



今年度の確定交渉で当局は「サービス残業の防止」の取組強化を回答しました。これは、今までの回答よりも一

歩踏み込んだ内容です。二〇一七年一月二〇日に厚生労働省は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を策定し、サービス残業(不払い残業)を防止するための責務を雇用者に求めていることが要因です。当局は早急に対応すべきです。また、安倍首相の進める「働き方改革」は、労働者を守るための労働基準法などを企業の生産性向上に特化した労働者無視の職場環境に変質させる方向性も示して、おり大きな問題です。不払い残業をなくし、さらに、ワークライフバランスを実現するためには、職員の増員が必要で、これを勝ち取るためにあなたも埼玉県職員組合に加入してください。

### 当局はサービス残業の防止の約束を即座に開始せよ

当局は、「所属長に対しては部課所長会議の場を通じて適正に時間外勤務命令を行うよう改めて指導する。時間外勤務命令の決裁を行うグループリーダー等にも周知を行うよう徹底する。職員一人一人が時間外勤務命令を受けずに勤務時間外に業務を行ってはならないということをしっかりと認識する必要があるため、時短推進員研修会において「総労働時間の短縮に関する指針」について改めて周知を行う。厚生労働省の「労働時間の適正把握に関するガイドライン」の内容等についても周知する。研修内容は、職場内研修によって各職員にフィードバックされるよう徹底する。出退勤時刻と時間

改定しようとしています。裁量労働制の導入は、一旦取り下げるとしてはいますが、時間外勤務の上限を月一〇〇時間、二〇六か月八〇時間としています。また、時間外勤務手当を支給しない高度プロフェッショナル制度の導入など、本来の労働法制は、雇用主から労働者を守るためのものですが、今回の法案では、企業は、過労死するまで労働者を働かせることが可能になっていきます。しかも、「働き方改革実行計画(行程表)」には、公務員にも適用する旨の記載がありますが、根本の解決のために必要な人員増には触れていません。県職員の労働条件は、人事委員会が勧告で民間労働者や国家公務員等と均衡させます。時間外勤務が月八〇時間まで認められるならば、当局はそれに見合った人員削減を考えます。あなたも埼玉県職員組合(県職)に加入して人員増の要求を一緒に勝ち取りませんか？

2018年2月21日付け提出 知事宛て要求書

### サービス残業の防止のための要求書

昨年の確定交渉で一定の議論を行い、サービス残業の防止に向けた取組を強化することで合意をえました。

取組のスケジュールなどの確認を担当者に確認したところ、当局確認 4月上旬に主幹課長会議、4月中旬に時短推進委員の会議、4月下旬に各職場への周知と人事課へのフィードバックが示されました。

年度末の3月、年度当初の4月は、例年時間外勤務が増加する時期でもあったと考えられます。

このことから、現在、当局で考えているスケジュールでは、サービス残業の防止としての効果が非常に低いものとなります。

また、確定交渉以降、一定期間が過ぎながら何ら対応を行っていない状況は、誠意がある対応とは、考えられません。このため、下記の対応を早急に行うことを要求します。

記

- 1 年度内に早急にサービス残業を防止するための対応を開始すること。
- 2 年度内に全職員に対して厚労省ガイドラインを示すこと。

2018年3月2日、当局回答

時間外勤務の命令については、適正な管理を行う観点から勤務時間終了までに所属長の事前命令を受けることとされており、この手続きを取らず業務に従事すること、いわゆるサービス残業については決して行わないよう各所属長に対して指導を行ってまいりました。

今年度の賃金確定交渉におきまして、皆様からいただいた御意見を踏まえ、サービス残業防止のための取組の強化について回答申し上げたところです。

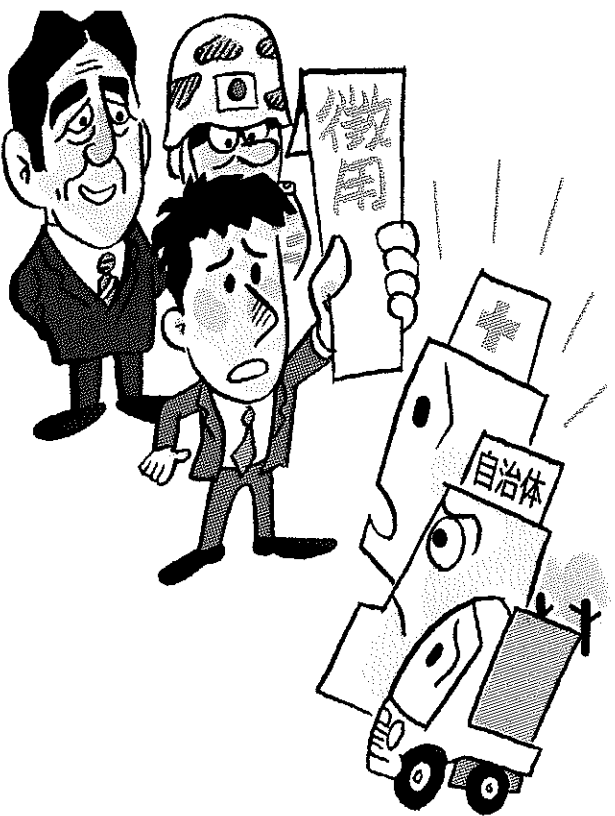
それぞれの取組につきましては、まず所属長に対して4月上旬に実施する部課所長会議の場を通じて適正に時間外勤務命令を行うよう改めて指導するとともに、時間外勤務命令の決裁を行うグループリーダー等にも周知を行うよう徹底してまいります。

また、4月中旬に実施する時短推進員研修会において「総労働時間の短縮に関する指針」について改めて周知を行うとともに、厚生労働省が作成した労働時間の適正把握に関するガイドラインの内容等についても周知します。研修内容については、職場内研修によって各職員にフィードバックされるよう徹底してまいります。

サービス残業はあってはならないものですので、今後もサービス残業の未然防止に向け、誠実に取り組んでまいります。

# 憲法を暮らしに活かそう！三千万署名に参加を！

## 県民の生活を守りたい！だから憲法九条を守りたい！



安部首相は、二〇一七年五月三日、突然「二〇二〇年を新しい憲法施行の年にしたい」と表明しました。これをうけて、改憲への動きが急速に強まり、憲法九条は、戦後最大の危機を迎えています。改めて憲法とはなにか？なぜ、埼玉県職員組合（県職）が改憲に反対するのか？をお知らせします。

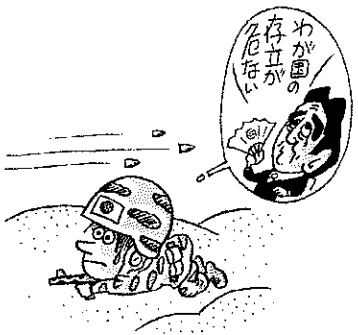
### 憲法って何だっけ？

私たち公務員は、入庁した時に憲法を遵守する宣誓書に署名します。なぜ、宣誓する必要があるのでしょうか？「憲法には国民として守らなければならぬことが書いてあるから、公務員なら当然守らなければならぬので。」と言う答えだと誤ります。

憲法は、権力者が好き勝手なことをしないようにするためのものです。つまり、権力者が、国民の財産を勝手に取り上げたり、職業を勝手に決めたり、自由を奪ったりすることを禁じるものです。だから、すべての公務員に憲法を尊重擁護する責務を課しています。

安倍首相は、最も憲法尊重擁護義務のある最高権力者です。この最高権力者が改憲に最も熱心なのですから、怪しいと思わざるをえません。権力者に都

合よく変えようとしているかどうか？を見極める必要があるかどうか？



### 自衛隊を憲法に加える？

安部首相は、「憲法九条に「自衛隊」を書き加えるだけで何も変わらない」と言います。また、「災害救助を含め二四時間任務を果たしている自衛隊の存在をしっかりと憲法に明記し、『自衛隊が違憲かもしれない』などの議論が生まれる余地をなくすべき」と言います。

二〇一五年九月の安保法制

（戦争法）により集団的自衛権の行使が一部認められました。日本が攻撃されなくても「日本の安全と存立が脅かされる」と判断すれば、いつでも、どこでも、米軍とともに自衛隊は戦うことになり得ます。災害救助は、自衛隊の本来の業務ではないのです。



法律には、「後法は前法に優先する」という原則があります。例えば、九条二項をそのままに、三項に自衛隊を明記すれば、二項は空文化します。海外での武力行使が可能になります。

### 増税！福祉の切り捨て！

イージスアショア（ミサイル防衛システム）は、秋田県と山口県の二ヶ所に設置。一システムで一〇〇〇億円、消耗品のミサイルは、一発二十億円で、一システムにミサイルを何発必要なのかよく分かりませんが、イージス艦だと九四発が搭載できるので、同じだとするとミサイルだけで一システム一八八〇億円です。全部合わせると、五七六〇億円です。埼玉県の二〇一八（H三〇）年度の当初一般予算一兆八六五八億円の約三〇%になります。



### 県議会 原発の早期再開を求める意見書採択

埼玉県は、福島原発事故の避難者を受け入れました。その県議会です。昨年十二月二二日、議会最終日に「最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」が提案され可決しました。

この意見書は、自民党系会派などが提案し、自民党・県民会議の賛成六〇、反対二五で可決しました。

埼玉県は、東日本大震災の復興のために職員を派遣しています。その復興の大きな妨げになっているのが原発事故による放射能汚染です。

す。さらにランニングコストが掛かります。この費用はどこから捻出するのでしょうか？  
憲法に自衛隊が明記されたら防衛庁の予算は今以上に増加するのではないのでしょうか？

### 県職員はどうする？

前大戦の時、県の職員は、国の命令で国民から様々なものを徴用しました。  
大日本帝国憲法では、県は、国の出先機関でした。県知事は選挙ではなく国から任命されました。

現憲法では、地方自治を行うため、つまり、地方のことは地方が決めて行うために地方自治体があります。

憲法に緊急事態条項が加えられれば、安倍首相が緊急事態だとの命令に従うことになりません。そこには、地方自治は存在しません。

あなたは、仕方がないと思えますか？それとも、地方自治は守るべきだと思いますか？

県職では、「安倍九条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名（三千万署名）」に取組んでいます。

原発事故の原因が明らかにならず、収束が全く見通せない状況で、安倍首相がトップセールスで原発を外国輸出しようとする起になっている状況と符合するのはなぜなのでしょう？



**埼玉県職員組合 組織拡大月間（三月～六月）**  
**組合員の皆さん！加入のお誘いをお願いします。**